の三様式記載要領４、同様式（その２）記載要領４、同様式（その３）記載要領４、第十号の二様式記載要領４、第十号の三様式記載要領４、第十号の四様式記載要領４、第十号の五様式記載要領３、第十一号様式記載要領４、第十二号の三様式備考２(4)、第十二号の五様式備考(1)、第十二号の七様式備考２、第十二号の十様式備考３、第十二号の十三様式備考２、第十三号様式記載要領３、第十三号の二様式記載要領２及び第十四号様式記載要領２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第十六号様式記載要領３、同様式別表一記載要領３、同様式別表二記載要領３、第十六号の二様式記載要領３、同様式別表一記載要領３、同様式別表二記載要領３、同様式別表三記載要領３、第十六号の三様式記載要領３及び第十六号の五様式記載要領４中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第十六号の六様式記載要領３及び同様式別表記載要領２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第十六号の七様式記載要領３、第十六号の八様式記載要領４、第十六号の十様式記載要領３、第十六号の十二様式備考２、第十六号の十四様式記載要領３、第十六号の十六様式記載要領３及び第十六号の十七様式記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第十六号の二十五様式記載要領３中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第十六号の二十八様式記載要領３、第十六号の三十一様式記載要領４、第十六号の三十二様式記載要領４、第十六号の三十三様式記載要領３、第十六号の三十五様式記載要領５、第十六号の三十六様式記載要領２、第十六号の三十八様式記載要領２、第十六号の三十九様式記載要領２、第十六号の四十様式記載要領２、第十六号の四十一様式記載要領４、第十六号の四十二様式記載要領３及び第十七号様式記載要領５中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第十七号様式別表記載要領20、第十七号の二様式記載要領３及び同様式別表記載要領15中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第十八号様式記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第二十号様式記載要領４、同様式別表一記載要領３、同様式別表一の二記載要領３、同様式別表四の三記載要領２、第二十号の二様式記載要領４、第二十号の二の二様式記載要領３及び第二十二号の三様式記載要領４中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第二十三号様式記載心得１、第二十四号様式記載要領３、第二十五号様式記載要領５、第二十六号様式記載要領３、第二十八号様式記載要領１、第二十九号様式記載要領１、第三十号様式記載要領２、第三十一号様式記載心得２、第三十二号様式記載要領２、第三十三号様式記載心得２、第三十四号の二様式記載要領３、第三十四号の二の二様式記載要領３及び第三十四号の五様式記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第三十四号の六様式記載心得２、第三十四号の七様式記載心得２、第三十四号の八様式備考２、第三十四号の九様式備考２及び第三十四号の十様式記載心得２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第三十四号の十一様式記載心得３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第三十四号の十二様式記載心得２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第四十四号様式記載要領３、同様式別表一記載要領３、同様式別表二記載要領３、同様式別表三記載要領３及び同様式別表四記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第四十九号様式記載心得２、第五十号様式記載心得２、第五十一号様式記載心得２及び第五十一号の二様式記載心得２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項第一号及び第八条第二項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式記載要領３及び別記第二号様式記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式記載要領２及び別記第二号様式記載要領２中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第五条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式記載要領２及び別記第二号様式記載要領２中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第六条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表四の四中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。